

建設の安全

5

建設業労働災害防止協会

- 「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」－厚生労働省－
- 「平成19年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」－国土交通省－
- わが社の安全 －TBM－ 危険予知(KY)を推進
－作業所で特に重点的に実施している安全衛生活動－
- 安全衛生保護具・機器コーナー 丸のこ(携帯用・据付用)と研削グラインダの安全作業のポイント



業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を
一番よく知っている「建設共済」。
もしもの時、大きな安心で会社を
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度

建設共済

財団 法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関: 各都道府県建設業協会

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設の安全 5

CONTENTS

- 「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」
／厚生労働省通達 2
- 「平成19年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」
／国土交通省通達 6
- 「埼玉川組にCOHSMS評価証を交付!!」
／建設業労働災害防止協会 10
- 「イチテックがCOHSMS評価の更新を受ける!!」
／建設業労働災害防止協会 11
- 平成19年度
建設業労働災害防止実施計画を策定!!
／建設業労働災害防止協会 12
- 健康管理コーナー
代表的画像診断
／千葉労災病院 岩間 章介 14

TOPICS

●今般の厚労省通達「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」では、COHSMSの導入や当協会発行の「建設作業における危険有害要因特定標準モデル」の活用が推奨されています。

おって、当協会では、近々に、リスクアセスメントの実施に役立つ「リスクアセスメントの手引き」の発行を予定しますので、併せてご活用下さい。

■表紙のことば 一古都アユタヤー

川に囲まれた水の都アユタヤは、タイ中央部アユタヤ県に位置し、1351年からおよそ400年間、アユタヤ王朝の都として繁栄した。

17世紀、ナライ王のもとで最盛期を迎えたアユタヤ朝は、中国やインド、さらにはヨーロッパ諸都市と交易を行う国際都市となつた。日本とも朱印船貿易が行われ、都の外れにつくられた日本人町には1000人以上の日本人が住んでいたといわれる。写真は、ワット・チャイ・ワッタナーラーム。1991年、世界遺産登録。

■わが社の安全 16

- TBM— 危険予知(KY)を推進
／山形建設(株) 高子 敏昭

■安全衛生保護具・機器コーナー 20

- 丸のこ(携帯用・据付用)と研削グラインダの安全作業のポイント
／自由研削砥石(グラインダ)特別教育講師(建災防)
高橋 謙

■災害事例に学ぶ 30

躯体と足場の間から墜落

■災害統計 31

■建災防からのご案内 ■

- 平成19年度「顕彰基金による顕彰」作品を募集! 24
- 新刊図書のご案内 26・27・29
- 平成19年度 講習会のご案内 28

編集部から

また、国交省通達「平成19年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」では、引き続き「建設従事者に対する安全衛生教育」の実施や「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(COHSMS)等の導入の推進に加え、新たに「重機との接触事故の防止対策の推進」が示されています。

「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」

業界あげての自主的な安全衛生活動の一層の推進を要請 一厚生労働省一

今般、厚生労働省から「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」が各都道府県労働局へ通達されました。また、併せて、当協会に対し、「関係団体が実施する対策」の取り組みについて、以下に示すとおり協力要請がありましたのでご紹介いたします。

この通達の趣旨は、建設事業者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となって、建設業における労働災害防止対策を総合的に推進していくとともに、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく必要な措置の実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進させることにより、自主的な安全衛生活動を活性化し、工事現場における安全衛生水準のさらなる向上を図ることにあります。

会員各位におかれましては、本通達の趣旨にご理解いただき、リスクアセスメントの確実な実施の推進とCOHSMSの普及定着を基本として、労働災害防止に一層積極的に取り組まれますようお願い申し上げます。

※本誌では同対策を抜粋してご紹介いたしますが、全文につきましては、安全衛生情報センターホームページの法令通達（通達一覧）をご参照ください。（<http://www.jaish.gr.jp/>）

基発第0322003号
平成19年3月22日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

建設業における総合的労働災害防止対策の推進について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における労働災害の防止は、労働基準行政の重点の一つであるという認識の下、平成5年5月27日付け基発第337号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、事業者、発注者、労働災害防止協会、関係業界団体及び行政が一体となって、総合的な労働災害防止対策を推進してきたところです。

当該通達が発出された平成5年以降、元方事業

者による建設現場安全管理指針を始め、各種ガイドラインを示す等、建設業における労働災害防止対策の充実を図ってきたところであり、当時と比較して、建設業における死亡災害及び休業4日以上の死傷災害は、それぞれ約半数まで減少したところです。しかし、業種別に見て建設業における労働災害の割合が依然として高いこと、解体工事や改修工事において死亡災害が増加する等の状況が見られること、災害の直接原因をみると開口部に手すりがない等労働災害を防止するための基本的な措置が講じられていないかったものが少なくないこと等の問題が見受けられます。

さらに、近年の建設業を取り巻く厳しい経営環境の下、公共工事の減少に伴う競争の激化を背景としたいわゆるダンピング受注は、労働災害防止対策の不徹底等をもたらすことが懸念されるとともに、現場において労働災害防止対策を担ってきた熟練労働者が大量に退職を迎えることから、安全衛生管理に係るノウハウが失われることによる

安全衛生水準の低下が懸念される状況にあります。

このような状況の中で、事業者の自主的な安全衛生活動の促進等を目的として、労働安全衛生法の一部が改正され、平成18年4月1日より、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施が事業者の努力義務とされるとともに、改正された「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」が適用され、さらに、建設業界においても、建設業労働災害防止協会により「危険有害要因特定標準モデル」、「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」(COH SMS)等が示されていることから、今後、これらの活用等により、業界をあげて自主的な安全衛生活動の一層の推進を図ることが重要であります。

つきましては、建設業を労働災害防止対策上の重点業種としてとらえ、今後は、別紙「建設業における総合的労働災害防止対策」により労働災害防止対策を推進することといたしましたので、貴団体におかれましても、本対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対し、本対策を周知していただくとともに、本対策中の「建設業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置」の実施の指導につき、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

別紙

建設業における総合的労働災害防止対策

1. 基本的考え方

建設業は、重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一場所で作業するという作業形態であり、短期間に作業内容が変化するという事業の性質から、建設業における労働災害防止対策においては、工場現場における元方事業者による統括管理の実施、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、当該現場を管理する本店、支店、営業所等がそれぞれ工事現場への安全衛生指導・援助を的確に行うことが重要である。

また、労働災害を防止する責務が事業者に課せられていることを経営トップ自らが厳しく認識し、率先垂範して、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、自主的な安全衛生活動の活性化を図る必要がある。

さらに、国土交通省から各地方整備局等に対して毎年通知される「建設工事事故防止のための重点対策の実施について」において、直轄土木工事における発注者としての実施事項等が示される等、発注者自らの取組も進められているところであり、発注者と労働基準行政との連携も重要なになってきている。

このような状況の中で、建設業における労働災害防止対策の推進に当たっては、工事現場における統括管理を基本とし、工事現場における安全衛生管理に対して、当該現場を管理する本店、支店、営業所等が指導・援助を的確に行うとともに、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となって、総合的に推進していくこととする。また、この対策の推進に当たっては、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）の実施及び事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進させることにより、自主的な安全衛生活動を活性化し、もって、工事現場における安全衛生水準のさらなる向上を図ることとする。

2. 安全衛生管理の実施主体別実施事項

事業者、建設業労働災害防止協会、総合工事業者等の団体及び発注者においては、次の実施事項について的確に実施すること。

なお、別添1「建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項」を示すので、この実施事項について、その的確な実施に格段の努力を傾けること。

- (1) 事業者においては、別添2「建設業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置」(略)を徹底すること。当該措置の確実な実施及び自主的な安全衛生活動の推進のため、平成18年厚生労働省公示第1号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく危険性又は有害性等の調査等を実施するよう努めるとともに、平成11年労働省告示第53号「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（以下「マネジメント指針」という。）」に基づき、事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの

- 導入を促進し、組織的かつ体系的に安全衛生水準の向上を図ることにも配慮すること。
- (2) 建設業労働災害防止協会においては、労働災害防止に関する長期的な事業計画の策定、各種情報の分析・提供、調査研究活動の推進、安全衛生教育の充実、広報活動の推進、安全衛生診断、安全衛生相談等事業者に対する支援事業の実施等、事業者の労働災害防止対策の推進に対する必要な指導・援助を主体的に行うこと。また、危険性又は有害性等の調査等の実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入について、その促進を図ること。
- (3) 総合工事業者の団体においては、建設業労働災害防止協会との連携の下、各種工法、工事用機械設備等についての安全性の確保に関する自主的基準の設定及び周知並びに安全衛生意識の高揚のための諸活動を企画・実施すること。

また、工事を直接施工する専門工事業者の団体においては、建設業労働災害防止協会との連携の下、安全衛生意識の高揚のための活動、それぞれの専門職種に応じた安全作業マニュアル等の作成・普及、安全パトロール、安全衛生教育等を実施すること。

さらに、これら団体においては、危険性又は有害性等の調査等の実施並びに労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進を図ること。

- (4) 発注者においては、国土交通省等が実施する特別重点調査等公共工事における極端な低価格の受注による悪影響を防止するための対策が進められていることを踏まえ、計画段階における安全衛生の確保とともに、施工時の安全衛生の確保にも配慮すること。また、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入等事業者が積極的に安全衛生管理を展開するような環境づくりを行うこと。

3. 労働基準行政の実施事項

労働基準行政においては、上記2に掲げた事項が建設業における労働災害防止を図るために重要な事項であるという認識に立ち、事業者が的確に労働災害防止対策を実施するよう必要な指導等を行うこと。また、労働災害防止団体、関係業界団体及び発注者において、それぞれの役割に応じて適切な措置が実施されるよう必要な指導・要請等を行うこと。

別添1

建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項

区分	実 施 事 項
工事現場	1 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（以下「マネジメント指針」という。）に基づく現場における安全衛生方針（工事安全衛生方針）の表明
	2 過重の重層請負の改善、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化
	3 店社及び関係請負人との連携による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）の実施事項の決定
	4 危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成
	5 協議組織の設置・運営等元方事業者による建設現場安全管理指針に基づく統括管理の実施
	6 マネジメント指針に基づく工事安全衛生計画の実施、評価及び改善
	7 工事用機械設備の点検等による安全性の確保
	8 安全な施工方法の採用
	9 関係請負人の法令違反を防止するための指導及び指示
	10 土砂崩壊等のおそれがある作業場所についての安全確保のための関係請負人に対する指導
	11 移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に請け負わせて共同して当該作業を行う場合における作業内容等についての連絡調整の実施
	12 関係請負人が現場に持ち込む機械設備（以下「持込機械等」という。）の安全化への指導及び有資格者の把握
	13 関係請負人が行う新規入場者教育に対する資料、場所の提供等
	14 関係請負人に對し健康管理手帳制度の周知、その他有害業務に係る健康管理措置の周知等
	15 現場作業者に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施

元方事業者 店社 (本支店 営業所等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 マネジメント指針に基づく店社全体の安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の策定 2 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任等工事現場の安全衛生管理組織の整備の促進 3 施工計画時の事前審査体制の確立 4 工事現場の危険性又は有害性等の調査等の実施事項の決定支援 5 工事現場の危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生計画の作成支援 6 店社安全衛生管理者等による安全衛生パトロールの実施等工事現場の安全衛生管理についての指導 7 工事用機械設備の点検基準、安全衛生点検基準等の整備 8 設計技術者、現場管理者等に対する安全衛生教育の企画、実施及び関係請負人の行う安全衛生教育に対する指導、援助 9 関係請負人、現場管理者等に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施 10 マネジメント指針に基づく店社の安全衛生計画の実施、評価及び改善 11 マネジメント指針に基づくシステム監査の実施及びシステムの見直し 12 下請協力会の活動に対する指導援助 13 災害統計の作成、災害調査の実施、同種災害防止対策の樹立等 14 各種安全衛生情報の提供
工事現場 関係請負人	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全衛生責任者の選任等安全衛生管理体制の確立 2 元方事業者の行う統括管理に対する協力 3 店社及び元方事業者と連携した危険性又は有害性等の調査等の実施 4 作業主任者、職長等による適切な作業指揮 5 使用する工事用機械設備等の点検整備及び元方事業者が管理する設備についての改善申出 6 ツールボックスミーティングの実施等による安全な作業方法の周知徹底及び安全な作業方法による作業の実施 7 移動式クレーン等を用いる作業に係る仕事の一部を関係請負人に請け負わせる場合における的確な指示の実施 8 持込機械等に係る点検基準、安全心得、作業標準、安全作業マニュアル等の遵守 9 新規入場者に対する教育の実施 10 仕事の一部を他の請負人に請け負わせて作業に係る指示を行う場合における的確な指示の実施 11 建設業労働災害防止協会が示す専門職種に応じた労働安全衛生マネジメントシステムに基づくシステムの構築
店社	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全衛生推進者の選任等安全衛生管理体制の確立 2 店社全体の安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定 3 元方事業者と連携した工事現場における危険性又は有害性等の調査等の実施支援 4 安全衛生教育の企画、実施 5 安全衛生意識高揚のための諸施策の実施 6 安全衛生パトロールの実施 7 持込機械等に係る点検基準、安全心得、作業標準、安全作業マニュアル等の作成による作業等の安全化の促進 8 下請協力会の行う災害防止活動への積極的参加 9 災害統計の作成、災害調査の実施等 10 建設業労働災害防止協会が示す専門職種に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの構築
建設専門業会 工事事務業 労働災害防止協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険性又は有害性等の調査等（危険有害特定モデル）並びに労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発 2 設備、施工方法及び作業の安全化についての調査研究の実施及びその結果についての周知 3 安全衛生教育の実施及び勧奨 4 安全衛生意識高揚のための広報活動等諸施策の実施 5 各種情報の分析及び提供 6 安全衛生診断、安全衛生相談、安全衛生点検等の実施 7 安全衛生パトロールの実施 8 専門職種に応じた安全作業マニュアル、労働安全衛生マネジメントシステム等の作成・普及
発注者	<ol style="list-style-type: none"> 1 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等 2 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算 3 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示 4 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導 5 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあっては、次の事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個別工事間の連絡及び調整 (2) 工事全体の災害防止協議会の設置 6 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

「平成19年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」

—国土交通省—

国土交通省から、今年度の「建設工事事故防止のための重点対策」が、各地方整備局及び北海道開発局へ通達されました。また併せて、当協会に対し「関係団体が実施する対策」の取り組みについて協力要請されましたので紹介いたします。

この中で「現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進」については、関係団体に対し、当協会が定める指針に基づく「建設従事者に対する安全衛生教育」を受講するよう働きかけることが求められており、特に直轄工事において一定規模以上（常時労働者が20人以上）の現場では、当協会の各支部が行う当該教育を実施するよう働きかけることが示されています。

また、関係団体は会員各社に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(COHSMS) 等を導入するよう働きかけることが示されています。

「建設工事事故防止のための重点対策」は、建設工事における事故の減少や再発防止、請負者の安全管理の推進を支援することを目的に、国土交通省が平成12年度から毎年度実施しているもの。今年度は昨年度の対策に加え、新たに「重機との接触事故の防止対策の推進」が盛り込まれました。

会員各位におかれましては、本通達の趣旨にご理解いただき、労働災害防止に一層積極的に取り組まれますようお願い申し上げます。

国官技第352号の2
平成19年3月29日

建設業労働災害防止協会会长 殿
国土交通省大臣官房技術調査課長

平成19年度における建設工事事故防止のための 重点対策の実施について

建設工事の事故防止にあたっては、平成4年7月に「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を策定し、その後、「土木工事安全施工技術指針」を改定し、また、平成8年1月から「事故データベース」の整備等を行ってきたところです。また、事故の減少・再発防止や請負者の安全管理の推進を支援することを目的として、平成12年2月に「建設工事事故対策検討委員会」（委員長 塩井幸武八戸工業大学名誉教授）を設置し、「事故データベース」を活用した様々な検討を行っているところです。

国土交通省においては、同委員会において特に事故が多発している墜落事故、重機事故、交通事

故及び飛来落下事故について重点対策を実施することが提唱されたことなどを踏まえ、平成12年度から年度ごとに重点対策を実施してきたところです。今般、同委員会における検討などを踏まえ、平成19年度における重点対策として国土交通省の直轄土木工事を対象に下記の「I. 発注者が実施する対策」を実施することとしました。

貴団体におかれましては、工事全般にわたる事故防止の観点から「II. 関係業団体が実施する対策」について取り組んで頂けるようご協力願います。

記

I 発注者が実施する対策

1. 足場からの墜落事故防止重点対策

- ・足場からの墜落事故防止重点対策として、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月）」について、的確に実施するものとする。
- ・直轄工事で設置する足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく働きやすい安心感

のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとし、適切に費用を計上するものとする。

2. のり面からの墜落事故防止重点対策

- ・法面からの墜落事故防止対策として、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。

3. 交通事故防止重点対策

- ・交通事故防止重点対策として、事故発生箇所の道路状況や工事の作業状況等の観点から事故発生原因の分析を行い、もらい事故防止に有効な安全設備等について検討する。

4. 工事全般にわたる事故防止重点対策

- ・ヒューマンエラーのうち近道・省略行動本能による事故を防止するため、近道・省略行動に起因する代表的な事故事例について分析し、具体的な事故防止対策を検討する。

5. 工事事故防止に係る広報活動の推進

- ・安全協議会等において、直轄工事の現場において請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

6. 安全活動の評価

- ・直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。（各種チェックリストの活用等）

II 関係業団体が実施する対策

1. 足場からの墜落事故防止重点対策

（平成13年度からの継続対策）

(1) 「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用の推進

- ・関係業団体は、直轄工事において設置する足場は「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とす

るか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとなっていることを会員各社に対して周知する。
・関係業団体は、他の工事においても「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用を推進するよう会員各社に対して働きかける。

(2) 足場施工計画の充実及びチェックリスト等による足場点検の強化

- ・関係業団体は、会員各社に対して足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時及び供用中の日々の安全管理に足場のチェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、足場の点検を行うよう働きかける。また、工事完成時に点検結果を含め安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

2. 法面からの墜落事故防止重点対策

（平成14年度からの継続対策）

(1) 施工計画での親綱設備計画の徹底

- ・関係業団体は、会員各社に対して施工計画段階での法面作業における親綱設備等の計画を策定するよう働きかける。
- ・関係業団体は、施工計画の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

(2) チェックリスト等による親綱・安全帯の点検

- ・関係業団体は、会員各社に対してチェックリスト等による親綱点検の強化、親綱、安全帯の適切な取扱いを図るよう働きかける。
- ・関係業団体は、会員各社に対して、チェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、点検結果や安全活動の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

(3) 昇降設備の設置の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所・安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備を設置し、施工することを推奨する。

(4) 法面施工管理技術者の資格取得

- ・関係業団体は、会員各社に対して作業計画及び作業の質の向上を目的として、法面施工管理技術者の資格の取得を推奨する。

3. 重機事故防止重点対策 (平成13年度からの継続対策)

(1) ステッカー運動の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼付し、安全教育と効果的に組み合わせ、重機オペレーターの安全意識を高めることを推奨する。
- ・関係業団体は、会員各社に対して工事完成時に安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

(2) 重機との接触事故の防止対策の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分に勘案し、重機の接近を知らせる警報装置を有効に活用する等により、重機と作業員との接触事故防止対策を実施するよう働きかける。

4. 交通事故防止重点対策

(平成13年度からの継続対策)

(1) もらい事故対策工の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分勘案し、運転者の注意を喚起する効果的な方法（回転灯や電光表示板等）と車輌の制動抑止を図る方法を組み合わせる等により、有効な交通事故対策を実施するよう働きかける。
- ・関係業団体は、会員各社に対して工事完成時に安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

5. 各種事故共通重点対策

(1) 現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全衛生教育の実施

- ・関係業団体は、会員各社に対して労働者の不安全行動の防止の観点から労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けるよう働きかける。なお、直轄工事においては、引き続き一定規模以上（常時労働者が20人以上）の現場では、例えば、外部機関（建設業労働災害防止協会等）を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

イ 技能者等に対する再教育の推進

- ・関係業団体は、就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者の配置のみならず、資格取得後一定期間経過した資格者については、次に掲げる再教育を受けるよう働きかける。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転業務従事者、移動式クレーン運転士、玉掛け業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

ウ 現場管理者等に対する教育の推進

- ・関係業団体は、職長又は安全衛生責任者については、労働安全衛生法第60条等に基づく職長・安全衛生責任者教育を受けるよう働きかける。

エ 工事完成時に安全教育の受講状況を発注者に提出するよう働きかける。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS：コスモス)」等を導入するよう働きかける。

(3) 表彰制度の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して安全管理に努めた人を表彰する等の各社が実施している安全意識向上運動をさらに推進するよう働きかける。

(4) 工事事故防止に係る広報活動の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して現場における請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に関する看板等の設置を推進することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

働く人の健康をサポート

日々の健康管理には、栄養補給が大切。そして、人間のカラダに不可欠な水分もしっかり補給しましょう。大塚製薬は、働く人を応援します。



働く人を応援するラインナップ

さらにすっきりと
レモンライム味になりました！



Amino-Value

がんばる時にBCAA 2000mg
ハードな活動には4000mg

POCARI SWEAT

カラダに必要な水分とイオンを
すみやかに補給！

Nature Made

日々おの食生活のビタミン不足を
補いたい方へ

(株)玉川組にCOHSMS評価証を交付!!

建設業労働災害防止協会

建災防（錢高一善会長）は、(株)玉川組に対し、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）評価サービス」を実施し、COHSMS評価サービス事業基本要領に基づき「COHSMS評価証」を交付した。

交付式は3月27日、当協会（東京・港区）にて行われ、玉川豊代表取締役社長に対し、当協会伊藤専務理事より「COHSMS評価証」と「COHSMS評価マーク」の交付ならびに今後の改善点を含めた「COHSMS評価結果報告書」が手渡された。



(株)玉川組 玉川社長と当協会伊藤専務理事

当協会は、建設企業の求めに応じて、企業が構築した労働安全衛生マネジメントシステムを外部の公正な視点から評価する「COHSMS評価サービス事業」を実施している。

COHSMS評価証の交付は「COHSMS評価サービス事業基本要領」に基づき実施しているもので、企業システムの「妥当性」「有効性」と日頃の地道な安全衛生活動を評価する「努力性」の3つの視点から評価を実施。評価結果を有識者で構成される「COHSMS評価サービス事業に係る審査会」で審議した後、当協会会長から「COHSMS評価証」等を交付するものである。

今回の交付で、COHSMS評価証交付件数は38事業場となつた。



(左から) (株)玉川組 玉川社長、
当協会伊藤専務理事、(株)玉川組 岩野室長

◀ (株)玉川組 玉川社長の談話 ▶

安全衛生管理は、仕事にあたる前の仕事と認識している。

COHSMSに基づくシステムの導入は、安全衛生の確保に成果が上がっていること、また、国もCOHSMSの導入を推奨していくことなどを聞き、わが社でも導入を決めた。今後は、COHSMSの運用に全社一丸となって取り組み、わが社の最良の安全衛生管理システムにしていきたい。また、そのために、建災防とは情報交換を密にしていきたい。

◀ 安全管理室 岩野室長の談話 ▶

COHSMSに基づくシステム作りは、2年前から取り組んできた。また、建災防の中小総合工事業者指導力向上事業では、モデル店舗の指定を受け、その指導員の薦めもあってCOHSMS構築に取り組んできた。COHSMSの根幹には、危険性又は有害性の調査があり、今後、この取り組みをいかに効率よく、効果的にやるかが課題であると思う。この取り組み方は、さらにその内容の理解を深め、行っていきたい。

(株)イチテックがCOHSMS評価の更新を受ける!!

建設業労働災害防止協会

建災防(錢高一善会長)は、COHSMS評価証の有効期間が満了となる(株)イチテック(伊貝英治代表取締役社長)に対してCOHSMS評価サービスを実施し、COHSMS評価証の更新を決定し、5月7日付けで交付した。

同社は、平成13年3月にCOHSMSガイドラインに基づく労働安全衛生マネジメントシステム(略称:(株)イチテック安全システム)を確立・運用を開始し、平成15年5月にCOHSMS評価証の交付を受けている。また、同社は、平成18年6月のCOHSMSガイドラインの改正を受け、安全システムの改正を平成18年12月に行っている。

COHSMS評価サービス事業を定めた「COHSMS評価証基本要領」では、COHSMS評価証の有効期限は最長4年間、評価証の更新を希望する企業については、改めて「COHSMS評価サービス」を受け、評価結果を「COHSMS評価サービス審査会」に報告し、認められた場合、COHSMS評価証を更新することになる。

同社はCOHSMS評価証の更新を希望したため、現・評価証の有効期限満了前となる今回「COHSMS評価サービス」を受け、「COHSMS評価サービス審査会」に報告した結果、システムの妥当性、システム運用の有効性、日頃の安全衛生管理活動の努力性が認められたため、同社が初のCOHSMS評価証の更新企業となった。

URL <http://www.marugo.ne.jp>

The advertisement features four main product sections:

- Safety Shoes:** Includes models #670 (Majical Safety Shoe) and #707 (Mandam Safety Shoe). Both are described as having improved breathability compared to previous models.
- Rubber Boots:** Includes models M833 (Mandam Safety Boot) and #870 (Safety Pro Harkus). The M833 is noted for its steel toe cap and heel protection, while the #870 is designed to withstand oil.

Product details:

- Majical Safety Shoe #670:** Breathable, white/black, size 24.5~29.0cm, price 4,515 (body price 4,300).
- Mandam Safety Shoe #707:** Breathable, black/white, size 24.5~29.0cm, price 3,150 (body price 3,000).
- Mandam Safety Boot M833:** Steel toe cap, black, size M/L/L/XL, price 2,415 (body price 2,300).
- Safety Pro Harkus #870:** Steel toe cap, black/white, size 23.0~24.0~27.0~28.0~29.0cm, price 3,150 (body price 3,000).

Bottom section:

- 本社工場 / 〒709-1121 東京宮崎町1-101-0044 大阪宮崎町1-532-0003 関西部 / 〒701-0165
- 岡山営業所 / 〒709-1121 東京宮崎町1-101-0044 大阪宮崎町1-532-0003 関西部 / 〒701-0165
- 岡山営業所 / 〒709-1121 東京宮崎町1-101-0044 大阪宮崎町1-532-0003 関西部 / 〒701-0165
- 岡山営業所 / 〒709-1121 東京宮崎町1-101-0044 大阪宮崎町1-532-0003 関西部 / 〒701-0165

⑤ 株式会社 丸五

平成19年度 建設業労働災害防止実施計画を策定!!

「リスクアセスメントの確実な実施」を積極的に推進

—建設業労働災害防止協会—

当協会は今般、「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望」（5カ年計画）に基づき、平成19年度において会員および協会が実施する重点実施事項、建設現場における主要災害防止対策等を定めた「建設業労働災害防止実施計画」を策定しましたので、ご紹介します。

「計画の基本方針」では、「リスクアセスメントの確実な実施」など計5項目を掲げ、これを重点に労働災害防止活動を推進し、安全衛生活動の一層の促進を図ることとしております。

また、「重点事項」の「会員」が実施する事項については、安全衛生管理体制の確立やリスクアセスメントの確実な実施など14項目を、「協会」が実施する事項については、リスクアセスメント推進事業など14項目を掲げ、会員が行う労働災害防止活動を支援し、建設業における労働災害防止対策の一層の推進を図ることとしております。

なお、当協会では、改正労働安全衛生法や関連指針・通達の趣旨を踏まえ、会員および協会が守らなければならないことを定めた「建設業労働災害防止規程」の改訂を予定しており、その周知徹底を図ることとしております。

建設業を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、いかなる環境下にあっても、労働災害の防止は企業経営の「最重要課題」の一つです。

会員は「建設業労働災害防止規程」に定める事項を順守した上で、本実施計画の趣旨を踏まえ、各事業場の実態に即した安全衛生管理計画を策定し、実効ある労働災害防止活動を実施されますようお願いいたします。

以下ではその概要をご紹介いたしますが、全文につきましては、当協会ホームページ(<http://www.kensaibou.or.jp/>)又は、各都道府県支部でお配りしております。

平成19年度 建設業労働災害防止実施計画

I 趣 旨

本年度は、国の第10次労働災害防止計画を基本にして作成した「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望」（5カ年計画）の最終年にあたる。

今般、この5カ年計画に基づき、平成19年度において会員及び協会が実施する労働災害防止のための重点実施事項、建設現場における主要災害防止対策等を定めた「平成19年度建設業労働災害防止実施計画」を策定した。

建設業の労働災害は、会員はじめ関係者の長年にわたる労働災害防止活動への努力により長期的には減少傾向で推移しており、特に、平成17年の死亡災害は497人と初めて500人を下回ることができた。しかしながら、昨年後半から死亡災害が増加に転じ、本年2月の速報では前年同期比15人の増加となっており、また、重大災害も対前年同期比29件、131人の大幅増加となる憂慮すべき状況となっている。

したがって、当協会としては、長期にわたる労働災害の減少傾向を今後も堅持するとともに、労働災害の絶滅に向けた着実な前進を図る必要があり、特に、建設工事に内在する危険有害要因を事前に特定し、リスクの除去又は低減を図ることが重要ではないかと考えている。

このことについては、昨年4月に施行された改正労働安全衛生法で、事業者に対し、危険性又は有害性等の調査の実施とその結果に基づく必要な措置（リスクアセスメント）を実施することが努力義務として定められたところである。

このような状況を踏まえ、当協会は、今年度の重点対策として、リスクアセスメントの確実な実施の普及定着を積極的に推進していくこととする。

また、リスクアセスメントの確実かつ効果的な実施を図るために、企業の安全衛生管理活動を組織活動に組み込まれたシステムとして確立し、組織的・体系的に推進することが重要であることから、引き続き、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の普及定着の促進を図ることとする。

さらに、リスクアセスメントを始め各種労働災害防止対策を図るため、各種安全衛生教育の一層の推進を図ることとする。

なお、改正労働安全衛生法並びに関連指針・通達の趣旨を踏まえ、本年度において、会員及び協会が守らなければならないことを定めた「建設業労働災害防止規程」を改定することとし、その周知徹底を図ることとする。

建設業を取り巻く環境は、依然として厳しいものがあるが、いかなる環境下にあっても労働災害はあって

はならないものであり、労働災害の防止は、企業経営の「最重要課題」の一つである。

会員は「建設業労働災害防止規程」に定める事項を順守し、その上で、本実施計画の趣旨を踏まえ、各事業場の実態に即した安全衛生管理計画を策定し、実効ある労働災害防止活動を実施することとする。

II 計画の基本方針

平成19年度は、次の事項を重点に労働災害防止活動を推進し、安全衛生意識の一層の高揚を図ることとする。

1. リスクアセスメントの確実な実施
2. リスクアセスメントを取り入れた各種安全衛生教育の推進
3. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入及び普及定着の促進
4. 協会が主唱する労働災害防止運動の徹底
 - (1) 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、崩壊・倒壊災害）絶滅運動
 - (2) 安全施工サイクル運動
5. 建設業労働災害防止規程の順守

III 重点実施事項

1 会員が実施する事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
 - ① 店社及び作業所等の安全衛生管理体制の確立
 - ② リスクアセスメント実施体制の確立
 - ③ 中小規模作業所の統括安全衛生管理の徹底
- (2) リスクアセスメントの確実な実施
 - (3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の確立及びその実施・運用
- (4) 安全衛生教育の積極的な実施等
 - ① 職長・安全衛生責任者教育、職長に対するリスクアセスメント教育の実施
 - ② 各管理者に対するリスクアセスメントを取り入れた社内安全衛生教育の実施
 - ③ 作業主任者技能講習等への参加による安全衛生意識を十分身につけた技能者の育成
 - ④ 事業者による雇入れ時教育、送り出し教育、新規入場者教育、作業変更時教育等の実施
 - ⑤ 建設工事に従事する労働者のヒューマンエラーによる災害防止のための安全衛生教育（以下「建設従事者教育」という。）の実施
 - ⑥ 石綿等取扱作業等の危険有害業務従事者特別教育、作業主任者技能講習及び職業性疾病予防のための労働衛生教育の実施
 - ⑦ 各種安全衛生業務従事者に対する能力向上教育並びに危険有害業務従事者に対する安全衛生教育等の実施
 - ⑧ 危険予知活動、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修等自主的教育の実施
 - (5) COHSMS導入等による専門工事業者の自律的安全衛生管理活動の推進
 - (6) 低層住宅建築工事における安全衛生対策の徹底

- (7) 交通労働災害防止対策の実施
- (8) 職業性疾病予防対策の実施
- (9) 不安全行動による労働災害防止対策の徹底
- (10) 高年齢労働者に対する労働災害防止対策の実施
- (11) 過重労働による健康障害防止対策の実施
- (12) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成
- (13) 労働災害防止大会への参加を契機とした安全衛生意識の一層の高揚
 - ① 各企業における安全衛生推進大会の開催
 - ② 建災防本部が主催する全国建設業労働災害防止大会への参加
 - ③ 建災防都道府県支部、分会が実施する労働災害防止大会への参加
- (14) 建設業労働災害防止規程の順守

2 協会が実施する事項

協会は、会員が行う労働災害防止活動を支援し、建設業における労働災害防止対策の一層の推進を図るために、次の事業等を実施する。

- (1) リスクアセスメント推進事業
- (2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）普及促進事業
- (3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム評価サービス事業
- (4) リスクアセスメントを取り入れた教育内容の充実と積極的な推進
- (5) 三大災害絶滅運動及び安全施工サイクル運動の促進のための広報活動の充実
- (6) 労働災害の発生傾向を踏まえた重点的安全衛生対策の推進
 - ① 足場先行工法及び手すり先行工法の普及・定着の促進
 - ② 土止め先行工法の普及促進
 - ③ クレーン機能付きドラグショベル、危険検知システム及び転倒時の防護装置の普及促進
 - ④ 粉じん障害・石綿ばく露防止対策、酸素欠乏等、一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒等防止対策の推進（特に石綿障害予防規則の周知を図る。）
- (7) 交通労働災害防止対策の促進
- (8) ヒューマンエラーに起因する労働災害防止対策並びに高年齢労働者に対する労働災害防止対策の促進
- (9) 本部及び都道府県支部等が実施する建設業労働災害防止大会の一層の充実
- (10) 職業性疾病予防対策の促進
- (11) 建設現場における快適職場形成の促進
- (12) 会員等のニーズに応じた調査研究活動の推進
- (13) 安全衛生に関する情報の提供
- (14) 建設業労働災害防止規程の周知徹底

◆「リスクアセスメント」の表記について◆

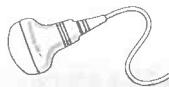
本実施計画においては、文書表現の簡略化、明確化を図るために、統一的に「職場における危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置」までを含めて、単に「リスクアセスメント」と表記します。



代表的画像診断

医学博士 千葉労災病院 副院長 岩間 章介

病院や医院にかかると、画像検査という言葉をよく聞くと思います。今回は代表的な画像検査である超音波検査、CT検査、MRI検査を中心に説明したいと思います。私は消化器疾患が専門ですので腹部に関する説明が中心になりますがご容赦ください。



1. 腹部超音波検査

腹部超音波検査の特徴をまとめると、人体に無害な検査であるが、得られる情報の量・質が優れている検査法といえます。超音波検査は、腹部臓器以外にも頭部、頸部、心臓、血管、乳腺、婦人科臓器、前立腺など全身の臓器が検査対象になっているといえます。

超音波の反射波を画像にする検査方法ですので腹部臓器についていと、肝臓・胆嚢・腎臓・脾臓・腎臓のような実質臓器と呼ばれる臓器には、特に優れた検査法といいますが、胃腸のような管腔臓器には不適な検査法であるといえます。

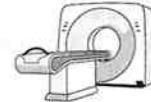
リアルタイムの検査が可能ですので、静止画像だけではなく動態画像も得意としています。したがって、心臓などの動きを観察する検査にも優れています。腹部に関しても血流の観察が可能ですので特殊な造影剤を用いた検査方法も開発されてきており、今後益々重要性の高まつてくる検査といえ、医師を描くときによく聴診器と額帶鏡が使われていますが、そのうち、超音波検査機を抱えた姿が医師の代表的姿となる日も近いかもしれません。

さて、超音波検査を受けるときには、やや薄暗い部屋で横になってゼリーと呼ばれるゲル上の物質を塗ります。これは超音波の検査機と体が密着して観察しやすくするために使用しています。そして、10分ほどの時間で観察します。

超音波検査では、通常、限局性疾患と呼ばれる腫瘍性変化や胆石などの病変を診断することが得意

です。この他に脂肪肝などのびまん性疾患も診断することが得意といえます。

この検査は先ほども書きましたが、簡単である上に安全で検査の情報量が多く、安全であることが特徴ですが、欠点として、検査する医療従事者の腕による正確さに、大きな差が生じてしまうことがあります。信頼できる先生にしっかりと見てもらうことが重要であるといえます。私の病院でも医師以外に超音波学会で認定された検査技師なども検査をしていますが、必ず熟練した医師も同席して確認しながら検査を進めるようにして、複数の検査者によるダブルチェックを心がけて、検査の正確性を高めるように努力しています。



2. CT検査

CT検査と単純に呼んだ場合には、X線CT（コンピュータ断層撮影、Computed Tomography）を指しています。コンピュータを用いていますので、最近の進歩は著しく、年々精度が上昇してきています。超音波検査と同様に全身の臓器を検査することができるといつてもよいでしょう。スクリーニング検査から精密検査まで、多様な場面で使用されています。

最近の機器の進歩に伴って、マルチスライスCTといって、同時に多重画面を検査することができるようになってきており、一番進んだ機器では64列を同時に検査することができるようになっています。

造影剤といったX線を通さない薬剤（主にヨード剤です）を投与しながら検査することによって、血管の検査や血流に富んだ組織の観察に威力を発揮しています。

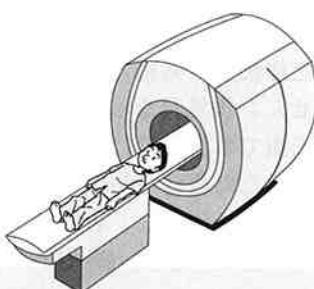
一般に血管内や、血流に富んだ組織が造影され、血流の少ない部分は造影されないことによりコントラストが付くことによって診断されます。ま

た、この血流をコンピュータ処理することによって、血流の流れを経時的に観察することが可能となります。このように行う検査をダイナミックCTと呼びます。この検査法は、特に肝臓がんなどで威力を発揮しています。腫瘍のタイプによる血流の差(洗い出し時間の差)を利用することによって、肝臓の良性腫瘍、転移性肝がんと原発性肝細胞がんとの質的診断能が上昇します。

特殊な検査方法として、血管造影をしながらCT検査をするCTangiography、空気や水といった陰性造影剤を使用して消化管の検査を行うなどの方法もあります。また、コンピュータを活用することによって、立体的な観察が可能となる3D画像も活用されています。

CT検査の欠点としては、X線被ばくの問題を最初にあげることができます。診断能の向上は素晴らしいのですが、被ばくの問題を考えながら必要性を常に判断することが求められます。一部の医療機器に悪影響を与えたとする報告もあるため、ペースメーカーなどの機器使用者には注意して検査することが求められています。

当然造影剤を使用する場合には副作用に注意が必要です。軽度の副作用も含めると1%程度に、何らかの影響が出るとされていますし、大変まれですが100万例に1例くらいは、死亡する危険性も指摘されています。



3. MRI検査

MRI検査は正確には核磁気共鳴画像法(Magnetic Resonance Imaging)と呼ばれ、核磁気共鳴(Nuclear Magnetic Resonance, NMR)と呼ばれる現象を利用し、生体を磁場の中において検査します。出来上がった画像はX線CTと同じように体を輪切りにして描出す方法が多くとられています。X線CTとの最大の違いはMRIでは組織内の分子構造を反映していることから、得られる画像の質の

違いがあげられます。物理的な原理などは専門書に譲り、ここでは説明を省きたいと思います。

医療用MRIでは、生体内の2/3が水であることから、水素原子の信号を捕らえることによって、人体を画像化することに成功した方法といえます。最近は、水素以外にも炭素、リンを検出できる装置が開発され、質的診断能が向上してきています。また、技術的向上で、強磁場を発生させることができとなり、画像を精細かつ高コントラストに描出するようになっています。磁場強度をT(テスラ)で示していますが、0.5Tから1.5T、更には3Tの機器が使用されるようになってきています。

X線CTと違って放射線被ばくがなく、構成する組織の種類によっては、コントラストの高い画像が得られる、骨による影響が少ない、コンピュータ処理によって、横断像・冠状断・矢状断など任意の方向の画像を作成できる、腰椎椎間板ヘルニアのような軟骨疾病の発見に大変な威力を発揮するなどX線CTと比較した場合、以上のような利点をあげることができます。

欠点としては磁場の中での検査ですので、心臓ペースメーカーやその他磁気に反応する金属が体内にあると、検査を受けられない場合があります。検査時間が長い、装置が狭く閉塞感が強い、騒音が大きい、磁場に反応する金属類を取り外す必要がある、化粧も場合によっては落とす必要がある、刺青がある場合には注意が必要など、色々な注意事項があります。

今回は代表的な画像診断について簡単に説明しましたが、物理的原理や開発の歴史などは省略しました。また、実際の検査についても詳細は説明できませんでした。

実際の臨床の場では、色々な病状を判断しながらスクリーニング検査や精密検査、目的とする臓器(疾患)によって利用する検査方法を選択し、同時に色々な特殊検査法を組み合わせて検査するかを決定しています。



—TBM— 危険予知(KY)を推進

—作業所で特に重点的に実施している安全衛生活動—

山形建設㈱ 安全管理部 部長 高子 敏昭

1. はじめに

当社は大正5年の創業以来、建築、土木、舗装の3部門を基柱に歩みを続いている総合建設業者です。「お客様の信頼と社会の期待に応え、総合建設業の仕事を通して地域社会の発展に貢献する」との方針のもと、山形県を中心として幅広く工事を手がけて参りました。今日もお客様の信頼と期待に応えることをモットーに仕事に励んでおります。

「災害は忘れた頃にやってくる」物理学者寺田寅彦の言葉と言われておりますが、労働災害はまさしく忘れたころにやってくるものです。「備えあれば憂い無し」との言葉通り、災害を未然に防ぐため日夜安全衛生活動を実施しておりますが、その中で当社の現場で特に重点事項として実施している活動をご紹介いたします。

2. 危険予知活動

(1) TBM-KY

当社の安全施工サイクルの重点事項にTBM-KYがあります。TBMとKYを一連の流れの中で実施するもので、一般的にはKY広場で実施しています。最近では現地KYも始めつつありますが、なかなか有効なKYになっていませんでした。「KYポイント」と「対策ポイント」

の2段階での実施ですが、実態は「手足元注意」で済ませている場合を非常に多く見受けました(写真-1)。なぜ「手足元注意」になってしまうのでしょうか。理由の一つに「何を書けば良いのかが分からぬ」があると考えました。これを改善するため「KYポイント」を「どうして」「どうなる」の二つに分けることにしてみました。「鉄筋につまずく」を、「どうして鉄筋につまずくのか」と考えることにより、「鉄筋につまずかないためにはどうすれば良いか」「鉄筋につまずいても災害に遭わないためにはどうすれば良いか」と考えることができます。その結果「対策ポイント」を考えやすくなり、「手足元注意」で済ませていたKYが大幅に減少しています。

「どうして」…資材を持って歩く時

「どうなる」…鉄筋につまずき足を痛める

「私たちはこうする」…スラブ筋上に足場板
で作業通路を作る

と、より有効な危険予知活動に改善することができます。実施するに当たっては、職長を含めた作業員に実施方法を周知させなければなりません。現場員を通じ作業員に周知しましたが、口頭での説明だけではうまく伝わらない恐れがあったため、現物を見てもらうのが一番と考えて見本を作成し、各所に掲示して常に見えるようになっています(表-1)。

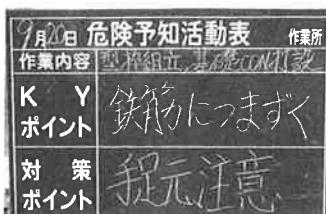


写真-1 KY黒板

作業内容	人員 (名)	どんな危険があるか (危険性・有害性) どうして	危険度 どうなる	私たちにはこうする (行動目標の設定)	特記事項 (使用機材・工具・資格等)
1.型枠組立作業		鉄筋につまずく		手足元注意	
		資材を持って歩く時	△	スラブ筋上に足場板で作業面を確保する	製鉄骨組立解体技能講習
2.絆石の取付け作業		足・手荷役		足元・手元、安全確認	
		無理な姿勢で作業して	△	セッティングする時は、2人で声を掛け合ってタイミングを合わせる	サンダー新規絆石特別講習
3.玉掛作業		両が滲下		玉掛をしっかりと行う	
		両脚を起こして	×	吊り上げる時は両から2m以上は離れて分離ロープで吊り下げる	玉掛技能講習
4.本組足場組立作業		墜落する	×	安全帯使用	
		足場から身を乗り出して	△	組立の際は安全帯を必ず使用する	足場組立解体技能講習
5.組立での作業		転落する		監理整頓	
		バランスを崩して	△	最高脚までたどり着いた際は、姿勢を安定させて作業する	

表-1 TBM-KY日報の作成見本

危険度	優先度（低減対策検討基準）
5	即座に他の方法に回避
4	抜本的な措置を早急に実施
3	何らかの対策を実施
2	状況により改善を実施する
1	対策の必要が無い

危険度	優先度（低減対策検討基準）
×	即座に他の方法に回避
△	抜本的な措置を早急に実施
○	何らかの対策を実施

表-2 危険度と低減対策検討基準

(2) TBM-KYとリスクアセスメント

KY活動の中で、昨年からリスクアセスメントを実施しています。危険性・有害性を予測し低減対策を立てて行動目標としていますが、危険度の判定は、可能性・重大性の両面から調査するのではなく、重大性のみ判定させることにしました。また、優先度の評価は5段階で無く、3段階で実施しています(表-2)。作業手順書や安全パトロールの結果にもとづいたリスクアセスメントなどは、時間をかけて危険度を判断することは可能です。また、項目も一般的に多くなることから、危険度を5段階で評価し、低減措置の実施に対して優先順位をつけることが大切になります。しかし、KYによるリスクアセスメントでは、通常低減措置は必ず実施すべきもので、項目数も限られているため、優先順位は簡易なものでも足りると考え、危険性・有害性が重大か、中程度か、軽微かを判断する

だけとしています。書類の煩雑化を避け、誰でも簡単に実践できるようにしています。

(3) 個人ごとのKYの試行

KYの実施状況や記載内容が優れていますが、実際に低減対策を実行しなければ意味がありません。KY時に職長が一方的に黒板に記載する場合を多く見かけますが、この場合一般の作業員はKYが終ると内容を忘れてしまい、対策ポイントの実践につながらない場合が多いようです。個人ごとに意見を出させて職長と行動目標を約束させる方法もありますが、口頭で言っただけではその場かぎりのものになってしまう危険性があります。その改善のため、一部の現場で個人一人ひとりに「どんな危険があるか」「私たちはこうする」を記載させることを試行中です(表-3)。試行の結果は「自分が約束したことは絶対に守る習慣が身に付いた」とのことです。

TBM-KY日報

事業名		作業場所		記録者	元請確認	
事業者名	人件 (名)	どんな危険があるか (危険性・有害性)	どうして どうなる	危険度	私たちこうする (行動目標の設定)	特記事項 (使用機材・工具・資材等)
タレンによる木材の貯蔵場 (主施工業)	3名	荷崩れを起こして 荷崩れ落下する	×	荷崩れを起こすのは、荷から3m以上高 度で介接リードで吊るす	上部取扱運搬	
近畿京都足場解体 タレンによる木材の吊下し	6	荷崩れをして 荷崩れしたたら 足場材は連携する 落とす	△	荷崩れは、荷を吊るすときに荷受け場所 の人の多いところ。 荷崩れを防ぐには、サスペンション で吊す	足場組立作業主任者 作業指導者	
		油断して 落とす	×	常に集中する	王佐木能講習	
		足場を足場脚で 落とす。 足場脚を引いて引かれて 落とす	×	足場脚、安全モードを +標準優先で作業する		
		落とす	×	戸内に吊り合いをとる		
ピット内木板き	2	荷の落とし 倒れれる	人	声かけで会い、会図が直る 送風機の使用で作業者 2人作業を2人	酸欠作業主任者	
各所吊付け	1	落とす 足元を滑らか 転倒する	○	段差等を設けない限り 周囲の確認、作業適否確認	酸欠特別教育	
作業員の サイン						

※ 危険度は、×(重大・起きれば死亡又は後遺症劣害)、△(中程度・起きれば休業災害)、○(軽度・起きたても不休災害)を記入
※ 行動目標を出し合ったしてから作業を開始する事

山形建設鏡

表-3 TBM-KY日報

不安全行動の排除に役立っています。ただ作業員が多い職種では、KYの実施に当たり多くの時間を必要してしまう欠点もあり、もう少し改善が必要だと考えています。

3. 元請としてのリスクアセスメントの取り組み

昨年4月の安衛法改正によりリスクアセスメントの実施が求められ、当社でも各種の取り組みを始めました。危険予知活動に関するものは前述の通りですが、ほかに単位作業、作業手順書、労働災害に対する是正処置などでの取り組みを始めています。始めるに当たり、社員がリスクアセスメントとは何か、何をどうすれば良いのかを理解する必要があるため、工務系の社員を対象とした講習会を開催しました。建災防発行の「リスクアセスメント導入のポイント」と作業手順書作成の講習会などで広く使用されている「長尺物の運搬作業手順書」を利用して説明および演習を実施し、理解してもらうことから取り組みを始めました。

一般論として英語などのカタカナ語は難しいものとのイメージがあります。リスクアセスメントの現場での運用に際しては、職長や作業員に言葉になじんでもらい抵抗なく実践できるようにする必要があります。そのためには簡単なものから順次実施して行き、時間を掛けてレベルアップを図る必要がありますとを考えました。最初に危険予知活動、次に単位作業、さらに作業手順書と、簡単なものから順次実施して行く計画を立てて取り組みを始めています。単位作業によるものは、「脚立足場作業」「枠組足場上の作業」「玉掛け作業」「バックホー掘削作業」などの単位作業を直接評価した標準書

をあらかじめ作成し、新規入場者教育や月例教育時の教材として活用することによりリスクアセスメントになじんでもらうことから始めています。その上で個々の現場の実状に合うよう手直しを実施させる計画を立てています。作業手順書も同様の取り組みを始めていますが、まだ「やらされている」と言った意識が強く、定着するまでは時間が必要と考えられ、指導と教育を続けて行く必要があります。

4. 近隣や施主等への広報活動

市街地ではとかく近隣とのトラブルが発生しがちです。今何をしているのか、いつまで続くのか、うるさい、邪魔だ、などと色々な事柄の積み重ねがクレームとなります。施工者の顔が見えないことが最大の原因と思われ、その解決には地域住民とのコミュニケーションを図ることが必要です。なぜこの仕事が必要なのか、今どのような状況にあるのか、今後どのような工程になるのかなどを説明して、理解してもらい、協力をいただかなければスムーズな現場の運営はできません。しかし、常に個人一人ひとりとコミュニケーションを持つことは限界があるため、当社では工程表やお知らせ看板を掲示して広報を実施しています(写真-2)。また、特定の現場では、施工状況の外に地域のちょっとした出来事を盛り込んだ「ミニコミ紙」を発行しています(図-1)。地域の人々に楽しんで読んでもらうことができるよう工夫した「ミニコミ紙」は、近隣の方々の好評を得ています。

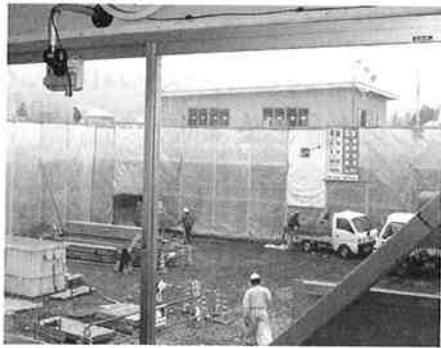
次に、ウェブカメラを設置して施主などに現場の状況をリアルタイムで見ていただくことも実施



写真-2 掲示板・工程表



図-1 ミニコミ紙(A3裏面)



しています（写真-3）。日々変化する現場の状況を視覚で確認していただくことで安心感をいただき、スムーズな現場の運営に役立たせています。

また、現場の不安全状態を無くし災害発生の芽を事前に摘み取ることを目的として5S運動を推進しています。5Sは全ての作業員に理解してもらい実行しなければならないことから、現場に5Sシートを掲示し、常に作業員の視覚に訴えることで意識付けを図っています（写真-4）。また、5Sシートは近隣や施主への広報活動の一環でもあります。常に現場のイメージアップを図り、施工を実施していると言う意思表示としても5Sシートを活用しています。

5. 第三者の目による現場安全巡視

現場では、法を順守していたとしても危険箇所は多く存在します。また、道路工事や道路に接した敷地の工事では、一般の通行人や通行車両が現場の状況や危険性等をどのように感じているのかを知ることが必要です。今の仮設で十分なのか、危険なのかを判断し、より安全なものにしなければなりません。現場では担当者だけでなく、安全管理部や担当部署長も巡視を実施していますが、巡視者は現場経験の豊富な技術屋なので、この程度なら許容範囲と決め付けて危険要因を見逃してしまう場合が考えられます。そういう危険を発見するため、当社では月2回「第三者の目による現場安全巡視」を実施しています（写真-5）。全社員が交代で安全管理部員とともに現場を巡視する訳ですが、第三者の目で見ることで危険を発見することを目的としているため、土木系の人は建築を、建築系の人は土木をと相互に巡視しています。当然事務系の職種の人は両方の部署を巡視し



てもらい、巡視結果は社内LANで全社員に公表して水平展開を図っています。

6. おわりに

現場は会社のショーウィンドーです。現場の良し悪しが会社のイメージとなってしまいます。より優れた商品を、工期内に無事故無災害でお客様に提供することが会社のイメージアップにもつながりますので、現場をいかに運営するかが問われています。常にアイデアを出し、工夫を実施し、体験を共有して全社的なレベルアップをすることが望まれています。より良いアイデアを創出するためには、一つのアイデアの上にアイデアを重ねて行くことが必要です。その手段として当社では毎年11月に全社員を対象とした「アイデア・工夫・体験発表会」を開催しています。安全面だけでなく施工技術面など多方面の事項を毎回15人前後の発表者を立てて実施しており、昨年で7回を数えました。店舗と現場が一体となって安全管理活動を推進し、全社的な安全管理水準を向上させるためにも続けて行きたいと考えています。

今後さらに工夫・改善を重ね、安全管理活動を推進して行きたいと思います。

丸のこ(携帯用・据付用)と研削グラインダの安全作業のポイント

自由研削砥石(グラインダ)特別教育講師(建災防) 高橋 諭

1 はじめに

電動工具には用途により多くの機種があり、建設工事現場では必要な工具として幅広く使用されています。

大変便利で作業効率のよい工具ですが、使用方法を間違えたり、無理な使い方で作業すると危険が伴い、事故、災害が背中合せにあることを認識しなければなりません。

実際にケガをした方も身近におり、多くの災害事例が報告されています。

住宅建設現場では((墜落災害))と((切れこすり災

害))いわゆる「電動工具」による事故が多く占められており、その防止対策の浸透が図られています。

災害の要因を分析すると、電動工具に対して使用者(作業者)の(慣れ)や(不慣れ)(油断)により発生しているケースが多く、そのため、使用者(作業者)自身の安全意識を高めていくことが不可欠と考えられています。

災害発生の危険性をいち早く見つけ出し、その対策をたてるとともに、使用者(作業者)は安全作業の徹底を再確認し、電動工具による災害を未然に防止、減少する取り組みが大事です。

2 建設現場で使用される主な電動工具

	品名	用途	各工具の例
切る	丸のこ、スライド丸のこ、 切断機、ジグソー、チェーンソー、 バンドソー、防じんカッター、 ニブラ、レシプロソー	木材、建材、金属、 コンクリートなどの切断	 ▲ジグソー
研削 研磨	ディスクグラインダ、 ディスクサンダ、 卓上グラインダ、ベルトサンダ、 カンナ(コンクリート用、木工用)	金属、建材、 コンクリート、 木材の研削・研磨、 ツヤ出し	 ▲電気カンナ
穴あけ ハツリ	ドリル(木工用、鉄工用)、 振動ドリル、ハンマードリル、 ダイヤコアドリル、電動ハンマー	金属、建材、木材、 コンクリート、 ヒューム管などの穴あけおよび コンクリートのハツリ、 土堀など	 ▲電気ドリル
締付 (穴あけ)	充電式インパクトドライバ(ドリル)、 スクリュードライバ(テクス用)、 インパクトレンチ	ユースレッド、内装ビス、 ボードネジなど、 各種ネジ締めおよび各種ボルト・ ナットの締付、取り外しなど	 ▲充電式インパクトドライバ

上記に大別しましたが、建設工事現場においては、多種多様の作業・用途があり、そのため製品機種も多くなっています。作業に合った機種を正しい使用方法で操作すると、便利で効率よく仕事を消化できるのが電動工具です。

電動工具による災害の防止対策として、安全な使用方法、注意点を工具全般についてご紹介します。

また、今回は、建設工事現場で幅広く使用されている丸のこ・研削グラインダに対象を絞り、基本的な部分についてご紹介します。

3 電動工具共通の安全上の注意事項

1. 使用前に取扱説明書を必ずよく読む。	・その機種の性能、操作方法を理解した上で使用する。
2. 作業場はいつもきれいに保つ。	・散らかった場所や作業台は事故の原因になる。
3. 作業場の周囲状況を考慮する。	・雨中では使用しない。また、暗い場所では使用しない。 ・可燃性液体やガスの近くでは使用しない。
4. 作業に合った電動工具を使用する。	・指定された用途以外に使用しない。 ・能力以上の作業はやらない。
5. 保護メガネを使用する。	・粉じんの多い作業には防じんマスクを併用する。
6. 裾締りのよい服装で作業する。	・だぶだぶの衣服や装身具などは回転部に巻き込まれる恐れがある。
7. 無理な姿勢で作業をしない。	・足場、足元をしっかりとさせ、グラつかないようにする。
8. 加工するものをしっかりと固定させる。	・加工物を固定するためにクランプや万力などを利用する。 ・手で保持するより安全で、両手で電動工具を使用できる。
9. 作業は油断しないで十分注意して行う。	・身体の調子が悪いときは使用しない。 ・電動工具を使用する場合は取扱方法、作業の仕方、周囲の状況を十分注意して作業を行う。
10. 電動工具本体に損傷した部分および部品がないか、十分点検し正常に作動するかを確認する。	・少しでも異状があった場合は絶対に使用しない。 ・使用中、機体の調子が悪かったり、異常音がしたときは、直ちにスイッチを切って使用を中止する。
11. 使用しない場合は、きちんと保管する。	・製品知識のない方が操作すると事故の原因になる。

4 丸のこ、卓上丸のこ(スライド丸のこ)

丸のこは、通常、のこ刃径160m/m～380m/mの刃物をセットされた機種がありますが、特に、小型機種（のこ刃径160m/m～210m/m）は広範囲な作業に使用されています。

卓上丸のこ（スライド丸のこ）は、通常、のこ刃径190m/m～300m/m位までの刃物がセットされた機種で、高精度な加工切、作業に使用されています。



携帯用丸のこ（例）

丸のこ・卓上丸のこ（スライド丸のこ）安全上の注意点

(3) 無理な姿勢で作業しない。

- ・足場のしっかりしていない場所で無理な姿勢で作業すると、切断途中で機械をこじたり、余計な力が加わり強い反発力（キックバック）が生じ危険。



(4) 車手などの巻き込まれる恐れがあるものは着用しない。

(7) スライド丸のこで切断途中、のこ刃を回転させたまま本体を戻そうとすると強い反発力（キックバック）が生じ、ケガの原因になる。

- ・スイッチを切り、回転が完全に止まってから本体を持ち上げる。

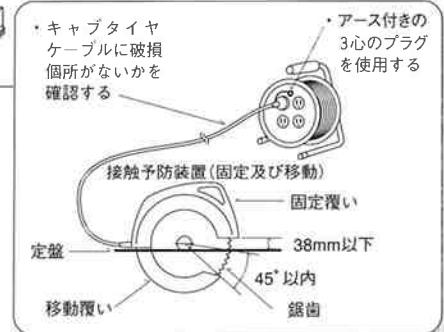
(8) 刃物（のこ刃、チップソー）の交換および持ち運びの移動では、必ず電源からプラグを外す。

- (1) 安全カバーは絶対に固定しない。また、円滑に動くことを確認する。

- ・のこ刃を露出したままだとケガの原因になる。

(2) のこ刃は必ず指定のものを使用する。

- ・指定ののこ刃より小径の場合、のこ刃を露出する範囲が広がり危険。



(5) 切断する材料は安定性のよい台に置く。

- ・切断中に材料の安定性が損われると、キックバックの発生やケガの原因になる。
- ・スライド丸のこは傾斜のない平たんな場所に据え付けて、安全な状態で使用する。

(6) 切断する材料は十分な高さのある台に乗せる。

- ・台の高さが十分でないと、切り落した材料がのこ刃に接触してケガの原因になる。
- ・スライド丸のこでは、材料の切り落し側にも安定性のよい台を設ける。

5 研削用ディスクグラインダ

通常、砥石径100m/m～180m/mの機種があり、各加工材の切断、研削、研磨に使用する用途の多い工具です。特に、100m/mの機種は作業に応じた使用方法も多様のため、取り扱いを間違えて災害が発生している例があります。

なお、研削砥石（切断砥石）に関しては法令にて規制があり、正しく理解した上で取り扱い、使用が必要です。



ディスクグラインダ（例）

ディスクグラインダ安全上の注意点

- 
- (1) ホイールカバーは必ず取り付けて使用する。
 - ・ホイールカバーを外し、指定砥石より大径のものを使用しての破壊事故の例がある。
 - (2) 使用する砥石は最高使用周速度が機体表示以上の指定砥石を正しく取り付け、使用する。
 - (3) 使用前に砥石にヒビ、割れなどの異常がないかを確認する。
 - (4) 試運転を励行する。
 - ・作業を開始する前に1分間以上、砥石交換のときは3分間以上の試運転をして、異常の有無を確認する。
 - (5) 研削粉は火花を飛散するので引火しやすい場所では使用しない。
 - ・火災やヤケドの原因になる。
 - (6) 機体を落としたり、ぶつけたときは、砥石や機体などに破損や亀裂、ヒビ、変形がないかを点検する。
 - ・異常が見つかったら、使用を中止する。
 - (7) 指定以外の刃物（丸のこ刃、チップソー）での切削作業は絶対にしない。
 - ・金属のこ刃使用の災害事例が多く報告されている。

※砥石の取り替え、試運転は、法・規則で定める特別教育を受けた人が行わなければならない。

労働安全衛生法 第59条-3項
労働安全衛生規則 第36条-1項

● 関連関係法令（労働安全衛生規則）

第117条（研削砥石の覆い）

直径50m/m以上の砥石を使用する場合は覆いを設けること。

第118条（研削砥石の試運転）

その日の作業開始前には1分間、砥石交換のときは3分間以上の試運転をしなければならない。

第119条（研削砥石の最高使用周速度を超える使用の禁止）

第120条（研削砥石の側面使用禁止）

側面を使用する目的の砥石以外では側面使用は禁止。

◎上記以外にも、研削盤等構造規格でも規制項目があります。

6 災害事例

1 携帯用丸のこにて安全カバーを固定して作業、のこ刃が曲って入り、反発(キックバック)を起こし **右大腿切創**

2 ディスクグラインダ (100m/m)
金属刃物を取り付け切削作業中のこ刃が反発(キックバック)を起こし **左手指切断**

3 ディスクグラインダ (100m/m)
砥石カバーを外し規定以上の砥石を取付使用。最高使用周速度が上昇し、砥石が破壊。破片が同僚作業者に直撃 **顔面裂傷**

4 安全メガネを外して作業中、切屑が目に突きささる **重傷**

電動工具について、安全上の注意事項、災害事例等いろいろ述べてきましたが、災害を防止する究極は使用者（作業者）自身が災害発生要因を取り除き、取扱説明書にある注意事項をよく守り、正しく使用することです。

建設業の労働安全衛生に係る発明・考案作品を募集しています!!

当協会では、建設業の安全衛生に係る発明・研究などにより労働災害防止に顕著な功績があつた方々を顕彰するため、平成19年度の発明・考案等の作品を募集しています。

建設業労働災害防止協会



「シールド工事における軌道内作業の（バッテリーロコ接触事故防止システム）」を開発した
大成建設株名古屋支店 名鉄南雨水幹線下水道築造工事作業所 原 信行 氏



「パイプ杭打込用（安全ハンマー）」を開発した
とび職職長 下茂 順一 氏

1. 募集

建設業の安全衛生に係る発明、研究などにより、労働災害防止に顕著な貢献があつた方々を顕彰するため、「顕彰基金による顕彰」制度を設立・運営しております。

このたび、平成19年度の顕彰基金による顕彰の対象となる作品を広く募集します。

2. 応募資格

建設業に従事する者または団体並びに建設業の安全衛生関係者等

*応募作品の考案者、特許所有者等が明確でないものは応募できません。

3. 応募方法

(1) 応募者は、申請理由、内容、説明写真等を添付したうえ、建災防本部業務部普及室まで送付願います。なお、説明写真等については、できればパワーポイント等CD-ROMに書き込んだものをお送り下さい。

(2) 応募用紙には、題名、氏名、会社・団体名、所属部課名または作業所名、役職名、所在地（連絡先、電話番号、Eメールアドレス等）を必ず記入ください。

(3) 応募の締め切りは平成19年6月末日とします。

4. 募集内容

建設業における墜落・転落などの労働災害防止に効果のある発明・考案作品で、機械、設備等のハードだけでなく、施工技術、小集団活動等のソフトについても対象とし、日常の作業の中で、労働災害防止についての創意工夫、地道な努力、前向きな考え方等が見られるもの。

・留意事項

- (1) 現時点においてアイディアだけのものではなく、実際に完成あるいは活用されているもの。
- (2) 一般に広く活用できるという普及性、経済性をもち、労働災害防止に貢献することが期待できるもの。

(3) 作品自体の本質安全が確保され、また、使用上の安全性が認められるもの。

5. 賞品

顕彰作品には、顕彰状、楯、副賞が授与されます。

6. 顕彰式

平成19年度の顕彰は、平成19年9月27日（木）横浜市において開催する「全国建設業労働災害防止大会」において行います。

7. 審査方法

学識経験者、有識者等による審査委員会を設置し、厳正なる審査を行います。

8. 発表方法

- (1) 顕彰作品が決定次第、応募者に通知し、発表いたします。
- (2) 顕彰作品は「全国建設業労働災害防止大会」資料集及び広報誌「建設の安全」等に掲載します。

9. その他

- (1) 特許、実用新案等に関連のある作品は、その旨明記して下さい。
- (2) 顕彰作品の文章による紹介に当たっては、印刷等の都合上、多少文章表現を変更させていただくことがあります。

お申し込み・お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会 業務部普及室

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1

産業安全会館7階

電話：03-3453-8201 FAX：03-3456-2458

Email : Takasan@kensaibou.or.jp

参考

平成18年度顕彰作品、優秀作品及び過去の顕彰作品リストをホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

[http://www.kensaibou.or.jp/katsudo_gyoji/hatsumei_h19/index.html]

粉じんが漏れこみにくい！

呼吸にリンクした送風で作業者の負担を軽減

プレスリンクプロワーマスク



安全性

送風で漏れ込みをガード



送風を行うマスクです

万が一隙間が生じた場合には一般的な防じんマスクとは違って、面体の中から空気が外へ漏出する状態になります。

快適性

呼吸がラク 湿気が気にならない



送風は着用者の呼吸にぴったり合わせます

だから楽に装着することができます。マスク内に湿気がこもりにくく、快適に着用できます。

さまざまな作業に幅広く対応し呼吸負担を軽減します

トンネル内作業・溶接作業



BL-100S型



BL-50型

アスペスト除去作業



BL-100H型

*製品の色は印刷または撮影の都合により、実際の色とは多少異なる場合があります。 *白色シートは必ずマスクに貼り付けてください。

 **興研株式会社**

安全衛生ディビジョン

〒102-8459 東京都千代田区四番町7番地
本社 TEL. 03-5276-1911(大代表) FAX. 03-3261-0589
URL <http://www.koken-ltd.co.jp>

省エネ・省資源

Eco
一定流量の送風タイプ!出べて
ムダな送風をカット!
ハザリーヤンフィルターの消耗を抑えます。

これから暑い日のお仕事に熱中症の効果あり！

そ～かいくんII

- ・意匠登録出願中
- ・特許出願中

そ～かいくんII誕生！

従来品より紫外線カットも
6倍にアップ！
さらに熱反射率もアップして
炎天下での作業も快適性が
より向上しました。

■特徴

- ・繰り返し使用が可能
- ・効果が長続きバツグン
- ・水がしたたり落ちない
- ・抗菌剤使用し衛生的

そ～かいくんII

成分／スチレン系エラストマー流動パラフィン、

アクリル酸系吸水ポリマー、防カビ剤

質量／約36g（吸水後116g）

吸水量／200g（6分間浸水）

成分／ポリアクリル酸ナトリウム塩ポリマーを

繊維形状化させた高吸水高吸湿繊維

質量／約2.2g（吸水後18.4g）

吸水量／200g（2分間浸水）

Prop

株式会社プロップ

phone.03-5206-8766 fax.03-5206-8760

<http://www.prop-g.co.jp>

〒160-0808 東京都新宿区天神町8番地 神楽坂Uビル4F

コスモス COHSMSガイドライン解説書の決定版!!

〈改正〉建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS)ガイドラインの解説

厚生労働省の「労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)ガイドライン」の改正を受け、建災防では「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)ガイドライン」を一部改正し、平成18年6月1日より公表しております。

「改正COHSMSガイドライン」をご理解いただけるよう、システム確立の必要性、システム確立の手順、リスクアセスメントの実施、規定等について解説したものです。

本書は、事業者をはじめ安全衛生関係者の皆様が、COHSMSを理解し、システムを確立するためのサポートをいたします。



主な内容



- ・COHSMSガイドラインの目的・趣旨等
- ・システムを確立するために必要な基本的事項
- ・リスクアセスメントの考え方
- ・COHSMSの基本的な考え方
- ・COHSMSを確立する意義
- ・COHSMSガイドラインの構成およびシステム確立までの手順
- ・COHSMSガイドラインの各規定の解説
- ・その他、参考資料を添付

A4判・192ページ・2,500円
コードNo.139210

お申し込み、お問い合わせは「本部企画開発課」、東京以外の方は「最寄りの支部」へお願いいたします。
TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735 (企画開発課) <http://www.kensaibou.or.jp>

新刊図書のご案内



専門工事業者のための リスクアセスメントの手引 —とび・土工工事業編—

リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査等及びその低減措置)を取り入れたテキストとして作成しました。
安全作業手順の好事例を、工事の手順にしたがって、図入りで紹介しています。



コードNo.101170
A4判・59ページ・1,000円
平成19年3月 発行

改訂版

—リスクアセスメントを取り入れた— 建設業における現場管理者のための 統括管理の手引

現場の統括管理者用テキストとして、「統括管理とは何か」「統括管理者の責任」について解説しています。
また、新たにリスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査等及びその低減措置)を取り入れました。



コードNo.135310
B5判・169ページ・1,700円
平成19年3月 発行

改訂版

軌道装置動力車運転者必携

最新の軌道装置動力車の運転者に対する特別教育用テキストです。
バッテリ機関車、ディーゼル機関車を中心に、その構造や安全な運転の方法、蓄電池や充電器の取扱い、軌道の敷設状態等について解説しています。

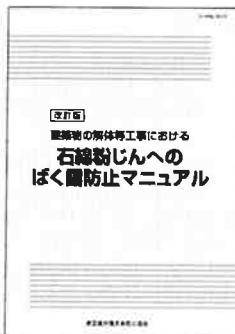


コードNo.120810
B5判・113ページ・1,500円
平成19年2月 発行

改訂版

建築物の解体等工事における 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル

平成18年9月1日施行の改正石綿則及びその他関係法令の改正に対応した最新のマニュアルです。
石綿除去作業に従事する人達すべてに対して、石綿粉じんに関する知識の習得に役立つよう、同規則に則って、ばく露防止措置を図や写真をカラーで示し、元請及び専門工事業者の必携本です。



コードNo.135410
A4判・225ページ・2,500円
平成19年2月 発行

建設業

職長のためのリスクアセスメント —レベルアップ教育用テキスト—

平成18年3月31日以前に職長教育又は職長・安全衛生責任者教育を受講した職長(リスクアセスメントの科目を受講していない職長)に対するレベルアップ教育用のテキストとして発行しました。



コードNo.133100
A4判・104ページ・1,200円

建設業における 安全管理者の手引

労働安全衛生規則が改正され「安全管理者」の選任要件として、従来の学歴と実務経験に加え、平成18年10月1日からは「安全管理者選任時研修」を修了していることが必要となりました。本書は、建設業における「安全管理者選任時研修」教材として、建設業に特化したテキストです。



コードNo.134100
B5判・214ページ・2,000円

お申し込み、お問い合わせは「本部企画開発課」、東京以外の方は「最寄りの支部」へお願ひいたします。
TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735 (企画開発課) <http://www.kensaibou.or.jp/>

安全衛生教育担当者のみなさんへ

平成19年度 講習会のご案内

-建災防-



新規講座 「低圧電気取扱業務特別教育講師養成講座」10月・1月開催予定

講座名・開催予定		講座概要・対象者
	石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年 5月11日(金) 受付中 平成19年 8月24日(金) 受付中 平成19年 11月 予定 平成20年 2月 予定 1日間講習 受講料 15,000円	ビルの機械室、ボイラー室等の天井、はり、壁、床、体育館、講堂、工場、学校等の天井、壁、屋根、鉄骨造のはり、柱、煙突などに石綿が使用されている可能性があります。石綿が使われている建築物の解体・改修工事の作業従事者は、肺がんなどの重度な健康障害を引き起こす危険性があり、平成17年7月1日より「石綿障害予防規則」が施行され、作業には、特別教育修了者を就かせることが義務づけられました。（安衛則第36条第37号、石綿則第27条）この講座は、この特別教育の講師を養成する教育です。
	現場管理者統括管理講習講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年5月29日(火)～30日(水) 受付中 平成19年8月29日(水)～30日(木) 受付中 平成19年12月 予定 2日間講習 受講料 21,000円	この講座は常時50人未満の統括管理を必要とする建設現場を対象として、現場での統括管理を行う管理者などの資質の向上教育や指導を支援するため、研修会の講師や教育指導者を養成する教育です。
	建設業安全衛生推進者（初任時教育）講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年 10月 予定 2日間講習 受講料 21,000円	常時10人以上50人未満の事業場には、安全衛生推進者を選任する必要があります。この講座は、通達に基づき、安全衛生推進者（初任時）教育を行う講師を養成する教育です。
	チェンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習（振動工具取扱作業者教育インストラクター養成） 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年 10月 予定 1日間講習 受講料 12,600円	振動工具を使用する建設工事の現場管理者、職長等を対象に、振動障害の予防に関する知識、作業管理に関する知識等について研修し、作業者を指導教育する管理者を養成します。
	有機溶剤業務管理者講習 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成20年 2月 予定 2日間講習 受講料 34,700円	有機溶剤業務を行う専門工事業者、現場管理者、職長等を対象に、人体に与える影響、中毒予防のための作業等について研修し、作業者を指導教育する管理者を養成します。
	自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年 7月10日(火) 受付中 平成19年 11月 予定 1日間講習 受講料 15,000円	安衛則第36条第1号では「研削といしの取替え又は取替時の試運転の業務」は、特別教育修了者が行うことになります。本講座は、この教育の講師になる方に対し、グラインダの正しいといしの取付け方法及び取扱い方法、効果的な教育技法等を習得していただき、講師の資質の向上を図ることを目的として開催いたします。
	巻上げ機（ワインチ）特別教育講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年 7月19日(木) 受付中 1日間講習 受講料 15,000円	巻上げ機の運転業務に係る特別教育の講師をされる方々等を対象に、教育技法や学科教育の進め方、実技教育のポイントについて研修し、効果的な教育技法を導入して、講師の資質の向上を図るために研修です。
	ローラー特別教育講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年 9月 予定 1日間講習 受講料 15,000円	ローラーの運転業務に係る特別教育の講師をされる方々等を対象に、施工方法、ローラーの操作方法等を取り入れ、効果的な教育技法を導入して、講師の資質の向上を図るために研修です。
	安全管理者選任時研修（建設業） 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年 12月 予定 2日間講習 受講料 14,000円	建設業においては、常時50人以上の労働者を使用する事業場では安全管理者を選任し、その者に職場の安全に係る技術的事項を管理させなければならないとされています。労働安全衛生規則が改正され、平成18年10月1日以降は、安全管理者選任時に從来の実務経験に加え厚生労働大臣が定める研修「安全管理者選任時研修」を修了していることが義務づけられました。本研修は通達に基づいて実施する教育です。

申込方法 事前に電話で確認・予約のうえ、所定の申込書でお申込みください。

申込み・問い合わせ先 ☎ 108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7階

建設業労働災害防止協会 教育部 TEL 03-3453-8201 FAX 03-3456-2458

● 予定につきましては、日程が決定次第「建設の安全」「ホームページ<http://www.kensaibou.or.jp>」等でお知らせいたします。

● 都合により日程・時間・会場等が変更になることがあります。

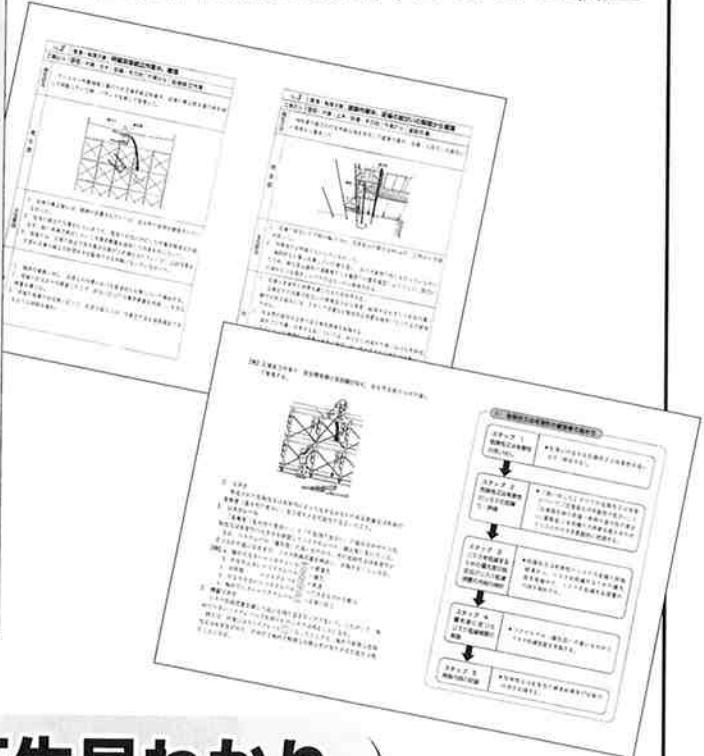
ホームページから申込書を
ダウンロードできます！



近日 発売!

安全担当者の必携の書!!

安全衛生大会の配付資料や
企業内研修用資料としても最適



平成19年度版

建設業 安全衛生早わかり

建設業における安全衛生活動に必要な基本的な事項を

図表・イラストを用いて取りまとめた安全衛生担当者の必携書!

労働災害統計の速報、年度当初の安全衛生管理計画の立て方等も網羅!

主な内容

労働災害の発生状況

好事例紹介

建災防の主な事業

基本的な労働災害防止活動

安全装器具等の紹介

届出書類・資格等一覧

リスクアセスメントの進め方

災害事例

安全衛生関係年表

安全衛生に関するQ&A

建設業労働災害防止実施計画の概要

最近の主要行政通達等

サイズ等：A5判 248頁

頒布価格：500円（消費税込）

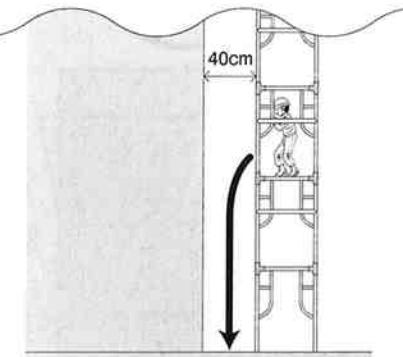
お申し込み・お問い合わせは
建災防都道府県支部もしくは本部企画開発課（TEL.03-3453-3391）まで

躯体と足場の間から墜落

●作業種別：塗装工事 ●職種：塗装工 ●起因物：枠組足場

発生状況

工場南壁面塗装工事において、塗装の補助作業をしていた被災者が足場（高さ約4m）から転落した。



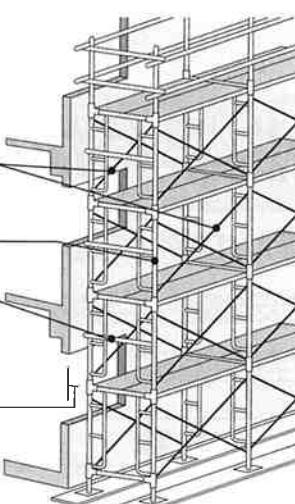
発生状況図

考えられる原因

不安全状態	●外壁と足場との間隔が約40cmあったにもかかわらず水平ネットを張る等の墜落防止措置が十分でなかった。 ●足場の躯体側の筋交いが作業の都合で取り外されていた。
不安全行動	●安全帯を使用していなかった。
管理的欠陥	●職長から作業手順等が明確に指示されていなかった。

再発防止のポイント

- 交さ筋かい(プレース)は全面に確実に入れる。
- 防網などの飛来落下防止設備を設ける。
- 妻側の手すりを設ける。
- 躯体とのすき間は25cm以下にする。
(墜落の危険のある場合、足場2層ごとに、水平ネット等で養生する。)



参考

- 「足場先行工法に関するガイドライン」(平成8年11月11日厚労省): 外壁施工後の建築物と足場の作業床との間隔は300mm以下とする。同上が困難な場合は、墜落防止ネットの設置又は安全帯を使用させる。
- 「基本部材で構成する枠組足場の使用基準」(1995年7月1日(社)仮設工業会): 「足場と建築物との間隔は、出来る限り300mm以下」これが困難な場合は、2層ごとにそのすき間に水平ネット、ネットフレーム等を取り付ける。
- 「足場の組立て等工事の作業指針」(建設業労働災害防止協会:作業主任者テキスト): 足場と建築物との間隔を250mmとしている。

主な関係法令

● 安衛則 第518条(作業床の設置等)

- (1) 高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部を除く)で墜落の危険のある作業を行う場合、足場を組立てて等の方法により「作業床」を設けなければならない。
- (2) 作業床を設けることが困難なときは、安全ネットを張り、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講じなければならない。

● 安衛則 第519条

- (1) 高さが2m以上の作業床の端、開口部等には、囲い、手すり、覆い等を設ける。
- (2) 囲い等を設けることが困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外す場合は、安全ネットを張り、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講じなければならない。

● 安衛則 第563条(作業床)

- 足場(一側足場を除く)における高さ2m以上の作業場所には、次に定めるとところにより、作業床を設けなければならない。
- 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次のように、手すり等を設ける。ただし、作業の性質上手すり等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合、安全ネットを張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。
 - イ 丈夫な構造とすること。
 - ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。
 - ハ 高さは、75cm以上とすること。

◆おことわり◆

平成18年の死亡災害の発生件数については、今月号に確定値を掲載する方針で厚生労働省の発表を待っておりましたが、現段階で発表がありませんので、今月号については3月7日現在での速報値を再掲載させていただきました。確定値は、6月号に掲載いたしますのでご了承ください。

今月号において確定値を掲載できなかったこと、また、5月号の発行が遅れましたことにつきまして、お詫び申し上げます。〈編集部〉

**■業種別死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上)
(平成19年1月末日現在速報値)**

業種 項目	年別 平成18年 1月～12月		平成17年 1月～12月		対17年比較	
	死傷者 数(人)	構成比 (%)	死傷者 数(人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	107,032	100.0	103,397	100.0	3,635	3.5
建設業	23,838	22.3	23,638	22.9	200	0.8
製造業	26,437	24.7	26,316	25.5	121	0.5
鉱業	424	0.4	480	0.5	- 56	-11.7
交通運輸業	1,733	1.6	1,617	1.6	116	7.2
陸上貨物運送業	11,886	11.1	11,386	11.0	500	4.4
港湾荷役業	268	0.3	283	0.3	- 15	-5.3
林業	1,793	1.7	1,945	1.9	- 152	-7.8
その他事業	40,653	38.0	37,732	36.5	2,921	7.7

■建設業における死亡災害の発生状況(平成19年3月7日現在)

都道府県名	年別 1～12月 計	年別 1～12月 計	対前年 比較
北海道	29	29	0
青森県	6	7	-1
岩手県	2	7	-5
宮城县	8	8	0
秋田県	10	5	5
山形県	6	3	3
福島県	7	15	-8
茨城県	9	11	-2
栃木県	8	7	1
群馬県	5	9	-4
埼玉県	16	19	-3
千葉県	27	15	12
東京都	39	37	2
神奈川県	21	23	-2
新潟県	14	22	-8
富山県	9	7	2
石川県	2	4	-2
福井県	5	5	0
山梨県	5	1	4
長野県	8	10	-2
岐阜県	9	10	-1
静岡県	20	10	10
愛知県	29	19	-10
三重県	8	10	-2
滋賀県	4	8	-4
京都府	6	9	-3
大阪府	37	31	6
兵庫県	21	13	8
奈良県	1	3	-2
和歌山县	6	3	3
鳥取県	4	1	3
島根県	8	2	6
岡山県	8	11	-3
広島県	6	12	-6
山口県	12	4	8
徳島県	2	7	-5
香川県	7	7	0
愛媛県	11	7	4
高知県	3	9	-6
佐賀県	18	21	-3
長崎県	6	6	0
熊本県	6	8	-2
大分県	8	7	1
鹿児島県	3	11	-8
沖縄県	7	4	3
合計	505	490	15

■業種別死亡災害発生状況

(平成19年3月7日現在速報値)

業種 項目	年別 平成18年 (速報値)		平成17年 (速報値)		対17年比較	
	死亡者 数(人)	構成比 (%)	死亡者 数(人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	1,459	100.0	1,495	100.0	- 36	-2.4
建設業	505	34.6	490	32.8	15	3.1
製造業	266	18.2	254	17.0	12	4.7
鉱業	16	1.1	16	1.1	0	0
交通運輸業	25	1.7	31	2.1	- 6	-19.4
陸上貨物運送業	195	13.4	242	16.2	- 47	-19.4
港湾荷役業	14	1.0	11	0.7	3	27.3
林業	57	3.9	47	3.1	10	21.3
その他事業	381	26.1	404	27.0	- 23	-5.7

安全地下たび

軽量つま先芯入り

JIS規格L級準拠
力士安全たび 現場大王 INFLATION

現場大王 紺/黒/白
24.0~28.0 (27.5除く) 希望小売価格 ¥2,300

はきよい つよい かっこいい
力士たび

ファイター 黒
23.0~27.0, 28
29, 30 (23.5除く) 希望小売価格 ¥2,100

JIS規格S級準拠
スミクロ/グリーン
アルカリに有効

セーフティブーツ S215C
M L LL XL 希望小売価格 ¥3,200

JIS規格S級準拠
樹脂先芯入り
軽量・防水 安全

アクア・ゼロ
25.0~28.0
希望小売価格 ¥3,500

JIS規格S級準拠
ネイビー/ブラック

ファインアール100・200
23.0~27.0, 28.0, 29.0
希望小売価格 ¥2,800~

JIS規格H級準拠
ベージュ ブルー

パワーエース PA-HG
24.0~27.0, 28.0
希望小売価格 ¥2,500

パワーエース PA802
24.5~27.0, 28.0
希望小売価格 ¥2,500

株式会社**力士** <http://www.rikio.co.jp>
 王昭貿易 株式会社 <http://www.ohsho-boeki.com>

東京本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-11 八重洲中央ビル10F TEL.03-3275-3311 (代) FAX.03-3275-3164
 西日本支店 〒650-0033 神戸市中央区江戸町104番地旧留地タイホービル3F TEL.078-321-3261 (代) FAX.078-332-5651

**ユニットの
安全標識・安全用品**

建設工事に必要な製品を掲載!

使用場所別で探す

ご使用いただく場面を想定し、イラスト内に商品を配置して、その商品は写真でも紹介。

新カタログご案内

目的・用途別で探す

商品タイトル名と各章ごとの見出しで、目的・用途にあわせて分類。

カタログのご請求・最寄りの代理店については、下記フリーダイヤルにてお問い合わせ下さい。

安全と快適環境をトータルでコーディネイトする
UNIT ユニット株式会社

FIREPROTECTION
RESCUE EQUIPMENT INC.
ISO 9001 2000認証工場認証工場

●営業本部 / 〒173-0004 東京都板橋区板橋2-3-20
TEL 0120-490336 FAX 0120-490173
E-mailでも承ります。sien@unit-signs.co.jp
<http://www.unit-signs.co.jp>

COSMOS

あらゆる現場で 使いやすさを実感できます。



センサユニット交換方式

使用例・用途

- 各種工場での日常点検、各種作業現場での作業員の安全確保に。
- タンク内、マンホール内、トンネル等地下工事現場での作業前の安全確認・作業中の作業員の安全確保に。
- 用途に合わせて、1メートル導入管タイプ、8メートル導入管タイプ、アルミケースタイプから選択可能。

マルチ型ガス検知器 XP-302M

酸 素

可燃性ガス

硫化水素

一酸化炭素

+ 温 度



新コスモス電機株式会社

本 社 ■ 〒532-0036 大阪市淀川区三津屋中2-5-4 TEL(06)6308-2111㈹

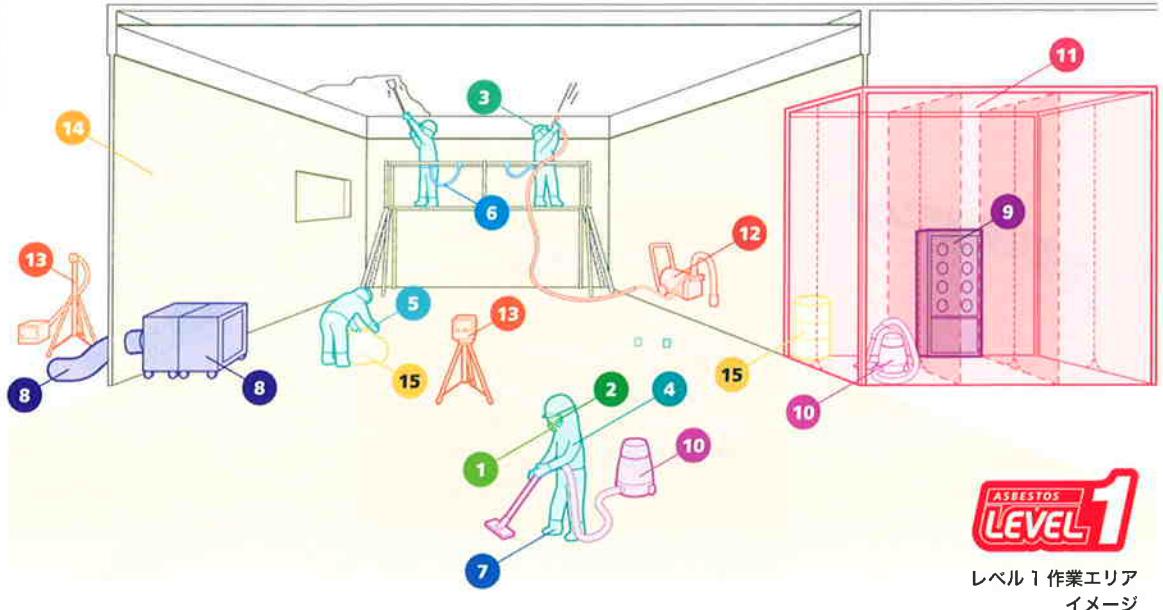
URL <http://www.new-cosmos.co.jp>

東京支社 ■ 〒105-0013 東京都港区浜松町2-6-2(幕張浜松町ビル3F) TEL(03)5403-2704㈹
中部支社 ■ 〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31(住友生命千種第2ビル5F) TEL(052)933-1680㈹
札幌営業所 ■ 〒004-0018 札幌市厚別区もみじ台西7-11-8 TEL(011)898-1611㈹
仙台営業所 ■ 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-4-7(ステージ21ビル2F) TEL(022)295-6081㈹
新潟営業所 ■ 〒950-0855 新潟市江南6-2-1(ヨシックスビル) TEL(050)287-3030㈹
静岡営業所 ■ 〒422-8062 静岡市駿河区稻川3-1-20(ハイカラビル2F) TEL(054)288-7051㈹
北陸営業所 ■ 〒920-0065 金沢市二ツ屋町8-11(アーバンユースフリビル2F) TEL(076)234-5611㈹
広島営業所 ■ 〒730-0851 広島市中区猿町9-4 TEL(082)294-3711㈹
九州営業所 ■ 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-1-1(NORITZビル5F) TEL(092)431-1881㈹

ミドリ安全が石綿対策をトータルサポート致します。



「ばく露防止と環境飛散防止対策」のための、さまざまな石綿対策商品を取りそろえております。
ぜひお問い合わせください。



レベル1 作業エリア
イメージ

1 呼吸用保護具

7 作業靴

13 測定機器

2 保護メガネ

8 負圧集じん機

14 養生関連

3 保護帽

9 洗浄設備 等

15 廃棄部材

4 保護衣

10 真空掃除機

標識

5 作業手袋

11 セキュリティゾーン

暑熱対策

6 安全帯

12 エアレススプレイヤー

応急・救急用品



ミドリ安全株式会社

セフティ&ヘルス統括部 : TEL.03-3442-8294